

租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示

〔最終改正 令和五年六月三十日国土交通省告示第六百二十五号〕

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第二項、第三項及び第五項並びに第二十八条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

（特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶）

一 租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項及び第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶（薬品タンク船を除く）

イ 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第五十一条の八第一項及び第二十八条第一項に規定する海洋運輸業 別表一に掲げる船舶

ロ 令第五条の八第一項及び第二十八条第一項に規定する沿海運輸業 別表二に掲げる船舶

（環境への負荷の低減に著しく資する外航船舶）

二 法第十一条第一項第一号イ及び第四十三条第一項第一号イに規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の十第一項に規定する先進船舶（平成三十一年三月三十一日以前に建造契約が結ばれたものについては、同年四月一日以後に建造に着手されたものに限る。）のうち、次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 令和五年四月一日以後に取得又は製作をする船舶（同日前に結ばれた契約に基づき取得をするものを除く。）海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十二条の八第一号に規定する環境への負荷の低減に資する物質（先進船舶の対象範囲を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第八百八十六号）第一条第一号に掲げるものに限る。）を燃料とする船舶又は同令第四十二条の八第二号に規定する先進的な技術（同告示第二条第二号イからへまでに掲げる設備又は材料の区分に応じそれぞれ同号イからへまでに定めるものに限る。）が使用されている当該設備若しくは材料のいずれかを有し、若しくは使用している船舶

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 海上運送法施行規則第四十二条の八第二号に規定する先進的な技術（先進船舶の対象範囲を定める告示第二条第二号イからトまでに掲げる設備又は材料のいずれかを有し、又は使用している船舶

（環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶）

三 法第十一条第一項第四号及び第四十三条第一項第四号に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶 別表三に掲げる船舶

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（2の項第一号イからトまで及び3の項第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船（第二十六号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。）

- 一 主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるものに限る。）
 - ロ 電子制御型ディーゼル主機関
 - ハ 電気推進装置
- 二 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置
- 三 電源自動制御装置
- 四 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置
- 五 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置
- 六 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置
- 七 燃料タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - 八 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置
 - 九 機関室内火災探知装置
 - 十 機関室内ビルジの高位警報装置
 - 十一 船首及び船尾の係留用ウインチの遠隔制御装置
 - 十二 衛星航法装置
 - 十三 自動操舵装置
 - 十四 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）
 - イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関
 - ロ A重油専用発電機関
 - 十五 燃料タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置
 - 十六 主機関の運転状態の自動記録装置
 - 十七 ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー

- 十八 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）
- 十九 海事衛星通信装置
- 二十 自動衝突予防援助装置
- 二十一 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 二十二 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 二十三 推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）
 エア・シール型船尾管軸封装置又は風圧抵抗軽減型船首
- イ 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）
- ロ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）
- ハ 船尾装着フィン
- 二十四 船首方位制御装置
- 二十五 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）
- 二十六 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー
- 二十七 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウエイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型ものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 二十八 コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 二十九 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあつては、当該弁の遠隔制御装置
- 三十 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置
- 三十一 平成二十七年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十七年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置
- 三十二 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、グレイウォータータンク
- 三十三 令和三年四月一日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの）にあつては、ビルジブライマリータンク

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならぬ船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から

第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置・有しているものに限る。)

一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を

定める省令（平成二十四年 国土交通省 環境省 令第三号。以下「指標基準省令」とい

う。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) 載貨重量トン数（以下「 D_w 」という。）が二万トン以上のもの $840.972 D_w^{-0.488}$
- (2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの
- $$1,218.8 D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.19 \frac{D_w - 4,000}{16,000} \right)$$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が二万トン以上のもの $841.11 D_w^{-0.488}$
- (2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの
- $$1,219 D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.19 \frac{D_w - 4,000}{16,000} \right)$$

ハ 指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が一万五千トン以上のもの $744.8 D_w^{-0.456}$
- (2) D_w が一万トン以上一万五千トン未満のもの
- $$772.8 D_w^{-0.456}$$
- (3) D_w が二千トン以上一万トン未満のもの
- $$1,120 D_w^{-0.456} \left(0.88 - 0.19 \frac{D_w - 2,000}{8,000} \right)$$

二 指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二万トン以上のもの $663.6351Dw^{-0.477}$

(2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもの

$$961.79Dw^{-0.477} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 10,000}{10,000} \right)$$

ホ 指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二十万トン以上のもの $81.0123Dw^{-0.201}$

(2) Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもの

$$89.7233Dw^{-0.201}$$

(3) Dwが八万トン以上十二万トン未満のもの

$$98.4343Dw^{-0.201}$$

(4) Dwが四万トン以上八万トン未満のもの

$$107.1453Dw^{-0.201}$$

(5) Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもの

$$115.8563Dw^{-0.201}$$

(6) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの

$$174.22Dw^{-0.201} \left(0.815 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000} \right)$$

へ 指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが五千トン以上のもの $156.6369Dw^{-0.244}$

(2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもの

$$227.01Dw^{-0.244} \left(0.88 - 0.19 \frac{Dw - 3,000}{2,000} \right)$$

ト 指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が一万五千トン以上のもの $71.4742D_w^{-0.215}$

(2) D_w が三千トン以上一万五千トン未満のもの

$$107.48D_w^{-0.215} \left(0.88 - 0.215 \frac{D_w - 3,000}{12,000}\right)$$

二 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値
イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二万トン以上のもの $950.664D_w^{-0.488}$

(2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二万トン以上のもの $950.82D_w^{-0.488}$

(2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が一万五千トン以上のもの $761.6D_w^{-0.488}$

(2) D_w が一万トン以上一万五千トン未満のもの $873.6D_w^{-0.488}$

(3) D_w が二千トン以上一万トン未満のもの
 $1,120D_w^{-0.488} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 2,000}{8,000}\right)$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二万トン以上のもので $750.1962Dw^{-0.477}$
- (2) Dwが一万トン以上二万トン未満のもので $961.79Dw^{-0.477} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000})$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二十万トン以上のもので $83.6256Dw^{-0.201}$
- (2) Dwが十二万トン以上二十万トン未満のもので $92.3366Dw^{-0.201}$
- (3) Dwが八万トン以上十二万トン未満のもので $101.0476Dw^{-0.201}$
- (4) Dwが四万トン以上八万トン未満のもので $109.7586Dw^{-0.201}$
- (5) Dwが一万五千トン以上四万トン未満のもので $118.4696Dw^{-0.201}$
- (6) Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもので $174.22Dw^{-0.201} (0.83 - 0.15 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが五千トン以上のもので $177.0678Dw^{-0.244}$
- (2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもので $227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが一万五千トン以上のもので $73.0864Dw^{-0.216}$
- (2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもので $107.48Dw^{-0.216} (0.88 - 0.2 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

三

令和二年一月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $950.664Dw^{-0.88}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,218.8Dw^{-0.88} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $950.82Dw^{-0.88}$

(2) Dw が四千トン以上二万トン未満のもの
 $1,219Dw^{-0.88} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万吨以上のもの $873.6Dw^{-0.86}$

(2) Dw が二千トン以上一万吨未満のもの
 $1,120Dw^{-0.86} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000})$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二万トン以上のもの $750.1962Dw^{-0.87}$

(2) Dw が一万吨以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.87} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000})$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が一万五千トン以上のもの $135.8916Dw^{-0.81}$

(2) Dw が一万吨以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.81} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$

へ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが五千トン以上のもので $177.0678Dw^{-0.244}$
- (2) Dwが三千トン以上五千トン未満のもので $227.01Dw^{-0.244} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが一万五千トン以上のもので $83.8344Dw^{-0.215}$
- (2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもので $107.48Dw^{-0.215} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

四

平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが二万トン以上のもので $975.04Dw^{-0.448}$
- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので $1,218.8Dw^{-0.448} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$
- ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値
- (1) Dwが二万トン以上のもので $975.2Dw^{-0.448}$
- (2) Dwが四千トン以上二万トン未満のもので $1,219Dw^{-0.448} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000})$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が一万トン以上のもの $896Dw^{-1.458}$
 (2) Dw が二千トン以上一万トン未満のもの
 $1,120Dw^{-0.638} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000})$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が二万トン以上のもの $769.432Dw^{-0.487}$
 (2) Dw が一万トン以上二万トン未満のもの
 $961.79Dw^{-0.487} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000})$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が一万五千トン以上のもの $139.376Dw^{-0.631}$
 (2) Dw が一万トン以上一万五千トン未満のもの
 $174.22Dw^{-0.631} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000})$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が五千トン以上のもの $181.608Dw^{-0.546}$
 (2) Dw が三千トン以上五千トン未満のもの
 $227.01Dw^{-0.546} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{2,000})$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が一万五千トン以上のもの $85.98Dw^{-0.421}$
 (2) Dw が三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.421} (0.9 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

五

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が二万トン以上のもの $1.035,98D_w^{-0.88}$
- (2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの $1,218,8D_w^{-0.88} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$

ロ タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積み of 固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が二万トン以上のもの $1,036,15D_w^{-0.88}$
- (2) D_w が四千トン以上二万トン未満のもの $1,219D_w^{-0.88} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 4,000}{16,000}\right)$

ハ 液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が一万トン以上のもの $952D_w^{-0.88}$
- (2) D_w が二千トン以上一万トン未満のもの $1,120D_w^{-0.88} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 2,000}{8,000}\right)$

ニ ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が二万トン以上のもの $817,5215D_w^{-0.87}$
- (2) D_w が一万トン以上二万トン未満のもの $961,79D_w^{-0.87} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 10,000}{10,000}\right)$

ホ コンテナ船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が一万五千トン以上のもの $148,087D_w^{-0.81}$
- (2) D_w が一万トン以上一万五千トン未満のもの $174,22D_w^{-0.81} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 10,000}{5,000}\right)$

ヘ 冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が五千トン以上のもの $192,9585D_w^{-0.84}$
- (2) D_w が三千トン以上五千トン未満のもの $227,01D_w^{-0.84} \left(0.95 - 0.1 \frac{D_w - 3,000}{2,000}\right)$

ト 一般貨物船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が一万五千トン以上のもの $91,358D_w^{-0.81}$

$$(2) \quad Dw \text{ が三千トン以上一萬五千トン未満のもの} \\ 107.48Dw^{-0.2516} \left(0.95 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000} \right)$$

六

前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ タンカー等 (次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$(1) \quad Dw \text{ が二万トン以上のも} \quad 1.072544Dw^{-0.648}$$

$$(2) \quad Dw \text{ が四千トン以上二万トン未満のも} \quad$$

$$1.2188Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000} \right)$$

ロ タンカー等 (次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みのも固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$(1) \quad Dw \text{ が二万トン以上のも} \quad 1.07272Dw^{-0.648}$$

$$(2) \quad Dw \text{ が四千トン以上二万トン未満のも} \quad$$

$$1.219Dw^{-0.488} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 4,000}{16,000} \right)$$

ハ 液化ガスばら積船 (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$(1) \quad Dw \text{ が一萬トン以上のも} \quad 985.6Dw^{-0.465}$$

$$(2) \quad Dw \text{ が二千トン以上一萬トン未満のも} \quad$$

$$1.120Dw^{-0.448} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 2,000}{8,000} \right)$$

ニ ばら積貨物船 (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$(1) \quad Dw \text{ が二万トン以上のも} \quad 846.3752Dw^{-0.477}$$

$$(2) \quad Dw \text{ が一萬トン以上二萬トン未満のも} \quad$$

$$961.79Dw^{-0.447} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{10,000} \right)$$

ホ コンテナ船 (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

$$(1) \quad Dw \text{ が一萬五千トン以上のも} \quad 153.3136Dw^{-0.421}$$

$$(2) \quad Dw \text{ が一萬トン以上一萬五千トン未満のも} \quad$$

$$174.22Dw^{-0.381} \left(0.98 - 0.1 \frac{Dw - 10,000}{5,000} \right)$$

ト 一般貨物船 (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

2 (続)

- (1) Dwが一万五千トン以上のもの $94.5824Dw^{-0.816}$
- (2) Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの
 $107.48Dw^{-0.816} (0.98 - 0.1 \frac{Dw - 3,000}{12,000})$

3

海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶(第一号イからへまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限るものとし、平成二十七年九月一日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの)を除く。)で、二酸化炭素放出抑制指標の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第三十一号に掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船(同項第二十七号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。)

一 令和七年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船(以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。)(次に掲げるものに限る。)

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dwが千トン以上のもの $518.9904Dw^{-0.881}$
- (2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.881} (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 250}{750})$

ロ 指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船(以下「クルーズ旅客船」という。)(次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関(以下「推進機関」という。)を有するものに限る。)(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) 総トン数(以下この表において「Gt」という。)が八万五千トン以上のもの
 $113.6086Gt^{-0.214}$

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.034} (0.88 - 0.215 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$$

ハ 指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。） $1,498.7105Dw^{-0.474}$

ニ 指標基準省令第十条に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限るものとし、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの $969.5535Dw^{-0.498}$

(2) Dwが二千トン以上二千トン未満のもの
 $1,405.15Dw^{-0.498} (0.88 - 0.19 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$

ホ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$538.4484Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。）

$$1,250.7147Dw^{-0.471}$$

ニ 令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、令和四年十月一日から令和七年六月三十日までの間に建造に着手されたもの）次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの $586.8848Dw^{-0.481}$

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16Dw^{-0.481} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 250}{750})$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Gt が八万五千トン以上のもの $116.1712Gt^{-0.214}$
- (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの
 $170.84Gt^{-0.214} (0.88 - 0.2 \frac{Gt - 25,000}{60,000})$

ハ 液化天然ガス運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。)

$$1.532.516Dw^{-0.474}$$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船 (次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Dw が二千トン以上のもの $1,096.017Dw^{-0.498}$
- (2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの
 $1,405.15Dw^{-0.498} (0.88 - 0.1 \frac{Dw - 1,000}{1,000})$

ホ 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、 Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。)

$$608.6808Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除へ。) $1,413.8514Dw^{-0.471}$

三

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶 (建造契約がない船舶にあつては、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に建造に着手されたもの) で自動車運搬船に該当するもの 次に掲げる自動車運搬船の区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のもので、 Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。)

$$608.6808Dw^{-0.471} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$$

ロ 自動車運搬船 (Dw が一万トン以上のものに限るものとし、イに掲げるものを除へ。) $1,413.8514Dw^{-0.471}$

四

令和二年一月一日から令和四年三月三十一日(自動車運搬船にあつては、令和三年三月三十一日)までの間に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和二年七月一日から令和四年九月三十日(自動車運搬船にあつては、令和三年九月三十日)までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船(次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が千トン以上のもの $586.6848D_w^{-0.231}$

(2) D_w が二百五十トン以上千トン未満のもの
 $752.16D_w^{-0.231} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 250}{750}\right)$

ロ クルーズ旅客船(次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) G_t が八万五千トン以上のもの $133.2552G_t^{-0.214}$

(2) G_t が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの
 $170.84G_t^{-0.214} \left(0.88 - 0.1 \frac{G_t - 25,000}{60,000}\right)$

ハ 液化天然ガス運搬船(D_w が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。) $1,757.886D_w^{-0.474}$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船(次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) D_w が二千トン以上のもの $1,096.017D_w^{-0.693}$

(2) D_w が千トン以上二千トン未満のもの
 $1,405.15D_w^{-0.693} \left(0.88 - 0.1 \frac{D_w - 1,000}{1,000}\right)$

ホ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。)

$$647.6988Dw^{-0.661} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.67}$$

ヘ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)

$$1,504.4829Dw^{-0.671}$$

五

平成三十一年四月一日から令和元年十二月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶 (建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日から令和二年六月三十日までの間に建造に着手されたもの) 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船 (次に掲げるものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが千トン以上のもの $639.336Dw^{-0.681}$

(2) Dwが二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.681} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750} \right)$$

ロ クルーズ旅客船 (次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gtが八万五千トン以上のもの $146.214Gt^{-0.234}$

(2) Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.234} \left(0.9 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000} \right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船 (Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。)

$$1,802.96Dw^{-0.674}$$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船 (次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dwが二千トン以上のもの $1,194.3775Dw^{-0.681}$

(2) Dwが千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.688} \left(0.9 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000} \right)$$

ホ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。)

$$663.306Dw^{-0.671} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.67}$$

ヘ 自動車運搬船 (Dwが一万トン以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。)

$$1,540.7355Dw^{-0.671}$$

六

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、平成二十九年十月一日から令和元年九月三十日までの間に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が千トン以上のもの $576.94Dw^{-0.881}$

(2) Dw が二百五十トン以上千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.881} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750} \right)$$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Gt が八万五千トン以上のもの $133.756Gt^{-0.821}$

(2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.821} \left(0.95 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000} \right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船（ Dw が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。）

$$1,915.64Dw^{-0.671}$$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が二千トン以上のもの $1,264.63Dw^{-0.693}$

(2) Dw が千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.693} \left(0.95 - 0.05 \frac{Dw - 1,000}{1,000} \right)$$

ホ 自動車運搬船（ Dw が一万吨以上のもので、 Dw を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$702.324Dw^{-0.671} \left(\frac{Dw}{Gt} \right)^{-0.7}$$

ヘ 自動車運搬船（ Dw が一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。）

$$1,631.367Dw^{-0.671}$$

七

前各号に掲げる船舶以外の船舶 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1) Dw が千トン以上のもの $699.5088Dw^{-0.881}$

ロ クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) Gt が八万五千トン以上のもので $158.8812Gt^{-0.214}$
 (2) Gt が二万五千トン以上八万五千トン未満のもので

$$170.84Gt^{-0.234} \left(0.98 - 0.05 \frac{Gt - 25,000}{60,000} \right)$$

ハ 液化天然ガス運搬船（ D_w が一万吨以上のもので、推進機関を有するものに限る。）

$$1,983.256D_w^{-3.624}$$

ニ ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限るものとし、自動車運搬船に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

- (1) D_w が二千トン以上のもので $1,306.7395D_w^{-0.438}$
 (2) D_w が千トン以上二千トン未満のもので

$$1,405.15D_w^{-0.368} \left(0.98 - 0.05 \frac{D_w - 1,000}{1,000} \right)$$

ホ 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のもので、 D_w を Gt で除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$725.7348D_w^{-0.341} \left(\frac{D_w}{Gt} \right)^{-0.31}$$

ヘ 自動車運搬船（ D_w が一万吨以上のものに限るものとし、ホに掲げるものを除く。）

$$1,685.7459D_w^{-0.371}$$

別表二 内航船舶

総トン数が五百トン以上二千トン未満の鋼船であつて、第一号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの（第九号及び第十号に規定する船舶にあつてはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし、船舶検査証書（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては第十一号に掲げる装置を有し、かつ、第十二号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第六十五条の第二項（同令第六十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線（以下「海水満載喫水線」という。）より下方の部分（同法第三条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布しているものに限る。）

- 一 別表一 1 の項第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる装置

1 (続)	2
<p>二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関</p> <p>ロ A重油専用発電機関</p> <p>ハ ターボ・ジェネレーター</p> <p>三 推進関係機器，推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>イ 推進効率改良型舵（整流板付舵，フラップ付舵又はシリリング舵に限る。）</p> <p>ロ 船尾装着フィン</p> <p>ハ 燃料改質器</p> <p>ニ 空気潤滑システム</p> <p>ホ バトックフロー船型</p> <p>ヘ エラ船型</p> <p>ト 船尾バルブ</p> <p>四 船首方位制御装置</p> <p>五 サイドスラスト</p> <p>六 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼，ハイスキュー・プロペラ，可変ピッチ・プロペラ，二重反転プロペラ，ポッドプロペラ，プロペラ前部放射状型取付翼，二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）</p> <p>七 LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。）</p> <p>八 バルバスバウ又はバルブレス船首船型</p> <p>九 ボイラーを有する船舶にあっては，A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー</p> <p>十 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては，その動力駆動装置</p> <p>十一 船舶自動識別装置</p> <p>十二 加水分解型の摩擦抵抗低減塗料</p>	<p>総トン数が2,000トン以上の鋼船であって，第1号から第4号までに掲げる装置，機器及び船型の全てを有しているもの（第5号から第7号までに規定する船舶にあってはそれぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限るものとし，船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては第8号に掲げる装置を有し，かつ，第9号に掲げる塗料を船底外板及び船側外板の外面で海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第3条に規定する船舶以外の船舶にあっては，型深さの下端から</p>

2 (続)
<p>舷端までの最小の深さの七十五パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分) に塗布しているものに限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別表一 1 の項第一号から第十三号までに掲げる装置 二 1 の項第二号から第八号までに掲げる装置、機器及び船型 三 衝突予防援助装置 四 熱効率改良装置 (排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。) 五 ボイラーを有する船舶にあつては、A 重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 六 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー (ポンツーン型のものを除く。) を有する船舶にあつては、その動力駆動装置 七 コンテナ船又は重量物運搬船 (制限荷重が 100 トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。) にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 八 船舶自動識別装置 九 加水分解型の摩擦抵抗低減塗料

別表三 環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶

船種	船	船
電気推進船	<p>別表二に掲げる船舶のうち、次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 電気推進装置 二 推進効率改良型プロペラ (二重反転プロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。) 三 推進効率改良型船型 (バトックフロア船型、エラ船型又は船尾バルブに限る。) 又は空気潤滑システム 	<p>別表二に掲げる船舶のうち、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの イ 熱効率改良装置 (排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。) ロ 推進効率改良型舵 (整流板付舵、フラップ付舵又はシリリング舵に限る。)
電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶		

船種	電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶(続)
船	<p>ハ 推進効率改良型船型(バトックフロ―船型, エラ船型又は船尾バルブに限る。)又は空気潤滑システム</p> <p>ニ 推進効率改良型プロペラ(プロペラ・ボス取付翼, 可変ピッチ・プロペラ, 二重反転プロペラ, ポッドプロペラ, 二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。)</p> <p>二 航海支援システム(気象及び海象に係る予測情報に基づく環境への負荷の低減に資する最適な航路及び速力を表示する装置を有するものに限る。)を有しているもの</p>

以上